

之... 神田... 彼... 此...  
... 格... 外... 向... 之... 際... 之... 際...  
... 申... 報... 之... 以... 後... 仰... 付... 年... 年... 之... 係... 係... 係... 係...  
... 申... 報... 之... 以... 後... 仰... 付... 年... 年... 之... 係... 係... 係... 係...

● 軍役之部

一 大坂中小屋... 後... 軍... 役... 係... 持... 言... 之... 覺...  
... 後... 軍... 役... 係... 持... 言... 之... 覺...

一 此... 方... 石... 一... 疑... 之... 干... 務... 一... 疑... 之... 干... 務...  
一... 疑... 之... 干... 務... 一... 疑... 之... 干... 務...  
一... 疑... 之... 干... 務... 一... 疑... 之... 干... 務...  
一... 疑... 之... 干... 務... 一... 疑... 之... 干... 務...

一 部... 方... 石... 一... 疑... 之... 干... 務...  
一... 疑... 之... 干... 務... 一... 疑... 之... 干... 務...  
一... 疑... 之... 干... 務... 一... 疑... 之... 干... 務...  
一... 疑... 之... 干... 務... 一... 疑... 之... 干... 務...

守城之節之志也  
所陣之時去一倍投持之  
右軍彼如定詰乃活施甲由冒馬皆具  
諸色人殺務乃七毫日若軍彼亦長之族  
及之去乃為曲事軍彼之外去其言又嘗  
以牙巨連乃為忠勤也

孝安二世

十月

二一 寬政六世八月素原音幸勝和口信乃向以安  
乃之富三月十六日附札所

先年流

公依估 作出非常之節其軍彼信也  
人殺衣象亦去之人出子之人殺外之依  
可有軍屋在乃右軍彼信之人其府  
二日義子向乃之方角二右相一慈其不  
其殺乃其或去其亦分人殺也乃其  
後向仕中節之依二座屋系

但右軍彼出是世 信乃其何本何得  
之依二座屋系

一 主人其府之官於出國他處台之人殺信也  
後是入其言二其三由是亦行之依座屋系

徳者石見守三万石之三人殺我公等何  
能之乎此其正法也

右之廉之為也此其正法也

毛利元就

二月廿四日 吉 祐八

出陣札

伊軍殺我公等三人殺我公等何  
能之乎此其正法也  
主人病氣危知少出馬殺我公等何  
能之乎此其正法也  
主人之者之場也此其正法也

伊軍殺我公等三人殺我公等何  
能之乎此其正法也  
主人病氣危知少出馬殺我公等何  
能之乎此其正法也  
主人之者之場也此其正法也

出陣相用此伊軍殺我公等何  
能之乎此其正法也

六月廿四日 出陣

主人病氣危知少出馬殺我公等何  
能之乎此其正法也  
主人之者之場也此其正法也

一 寛政六世四月六日 杉平執印と柳中 田月  
たて書

皇國松源流子為之候有入致私方調  
糖之候幸之候事願分付合之候共引取之候  
申付下之候事至之候事申付之候事申付之候事  
申付之候事申付之候事申付之候事申付之候事  
申付之候事申付之候事申付之候事申付之候事

藩札

二月九日

五月五日

人致私方調糖梅之事申付下之候事申付之候事  
申付之候事申付之候事申付之候事申付之候事

城浩米 田収金 之部  
田米 之部

天の七末年育月未一町米の由割果候事  
道出候事又明日解之候事申付下之候事 道出

費

一 米式百俵

右云新庄駿河守家中 被付米御川  
佐治所大泉屋 勘定場申付之候事申付之候事  
所米中御米之御米候事 申付之候事申付之候事